

～ 巻頭言 ～



法律家の叡智結集の新たな場

法 務 省

特別顧問 三ヶ月 章

現在の日本は、多くの局面において大きな変動にさらされており、法の分野もまた、その例外ではない。何れの分野でも、こうした新奇な課題に直面すると、これまでは自覚の対象となることが少なかった状況がはっきりした認識と反省の対象になることが多いのであるが、このことは法の分野においてもあてはまる。むしろ、他の様々な分野に比べても、より鮮明な形をとってこうした反省が現れがちである、ということ、60年以上にわたって法というものと付き合ってきた老学者として痛切に感じさせられる昨今である。

大きな歴史的断絶を経験しつつ、現在の日本の法制度を全くの無の状態から極めて短期間に打ち立てていかなければならなかった日本においては、数千年のほぼ一貫した法の歴史をもつ西欧諸国には見られない様々な特有の歪みをこの領域で生み出してきたのは、当然といえばあまりにも当然なことなのであるが、この期間に日本が置かれていたある意味では特殊な、また、ある意味では恵まれた環境の故に、そうした歪みが鋭い反省の対象となることが少なかったというのも事実である。しかし、現在の時点においては、こうした日本の法制度やこれを扱う法律家——学者・実務家双方——も全く新しい時代の中で、法の普遍的な課題を追い求めざるをえない立場におかれるようになってきたことの故に、これまではあまり見えてこなかった己の特異性というか、後進性というか、そうした事態に目を開かせられざるをえない環境になってきた、ということを感じている。

私は、たまたま民事訴訟法というどちらかというと実務に近い分野を専攻として選んだこともあって、他の法領域の学者に比べれば、日本の法学者や法律実務家の特異性とか、学問と実務相互の影響・交錯の貧しさといったことについては、感覚が敏感であったとは思っている。最近の目まぐるしい国際的・国内的双面的政治・社会状況の変動の激しさの故にますます上述した法及び法律家の日本の特異性の認識が研ぎ澄まされてくるという実感を禁じえない。こうした日本法の歴史の浅さに基づくある意味での歪みとして、これまで私の立場から指摘し続けてきたことの一端を挙げてみれば、オピニオンリーダーの集団というには程遠い法律家全体の一般社会からの孤立化、在朝・在野の別などという古臭い対立で彩られている実務法律家間の相克、法律学者と法律実務家との交流・接触の度合いの少なさ、法

律学者の間での専門領域の狭隘に基づく隣接分野に対する無関心の体質化等の点があった。更にそれと重なりつつ、法という文化現象がそれを担う人間と不可分の関係にあるという認識が希薄であり、法というものを、主に制度や規範という非人間的・客体的事象としてのみ眺めるという傾向が、上述した日本の歴史の中から生まれてきた、と言うことも指摘し続けてきたつもりである。一口で言えば、法律家それぞれの「蛸壺」の中への安住と、己のプロフェッションとしての責任の磨き上げの足りなさを指摘することが、私の学問活動の一つの大きな眼目であったわけである。

こうした私の営みも比較的最近までは世に認められる事が少なかった故か、自分自身でも、何か空しい空回りを繰り返しているような感じを禁じえなかったというのが率直な告白であるが、最近に至って、俄かに私がこれまで訴え続けてきたことの意味が広く認識されるようになり、法律家の間でも、更にはより広い社会層の間でも、共通の認識と共感が生まれつつあるように感じられる昨今である。己の学問的活動の黄昏を感じ始めている年頃になって、こうした大きな流れの転回を体感することができるようになったということは、幸せなことだと言わなければなるまい。

こうした動きの背後に、大きな世界史的な流れが潜むことは疑いのないところである。一昔前の東と西の対立、南と北の格差といった歴史の座標軸が大きく揺り動かされ、全世界共通の法的思考が求められるようになるという流れが、この極東の島国にもひたひたと押し寄せてきた、ということが上述した日本人の法律家の意識の転回のきっかけであったと私は見ている。それは一面で、日本の法及び法律家の島国的・蛸壺的あり様の変革を促すだけでなしに、他面で、日本以外のそれぞれ違った歴史と社会制度をもつアジアの国々におけるグローバルな世界に通用する法の整備の必要をそうした国々に対しても、厳しく迫るようになったということでもある。前者についていえば、日本の法律家の先に述べた縦割状況を脱却して普遍的なリーガル・プロフェッションのあり方に迫ることが求められることにならざるをえないことになる。目下音を立てて進行中の司法制度改革の流れとは、正にその具象化に他ならない。他方、目をアジアの他の諸国に向けるならば、極めて不幸な歴史を担ってきたアジア諸国がその桎梏を脱して、明治維新当時の日本の状況を彷彿とさせるような急速な法整備の課題に直面して、範をわが日本に求めるようになりつつあるのも、同じ世界史的な流れの異なる発現である、と言わなくてはなるまい。

前の点はともかくとして、後の点、すなわちアジア各国に対する法整備支援・協力ということは、これまで蛸壺の中に閉じこもりがちであった日本の法律家にとっては、全く新しい課題であり、経験である。とは言いながら、上述したアジア諸国の熱気に満ちた視線を浴びつつわが国でもその組織化の努力が、量においても質においても、目覚ましい勢いで広がりつつあるのは事実であり、特にその中であって、昨年暮れから大阪の中心部に立派な拠点をもつに至った「法務総合研究所国際協力部」の新設ということは、この日本の新しい国際的課

題に国を挙げて取り組むということを鮮明にしたものとして特記されなければならない。そして、このような国策に対応しようとするならば、日本の法律家とても、過去の視野の狭さを克服し、相互の壁を意識的に取り払いつつ協力することに迫られざるをえないのであって、上に述べた国内的課題と国際的な課題はそこで見事に結合すると言ふべきである。アジア諸国に先立って、全く独力で、フランス法・ドイツ法・英米法、という世界の法制度の三大潮流を自らの栄養として取り込んだ日本の法律制度と法学は、かくて、漸く外に向かって自らの体験を語りかけるべき時を迎えたのである。

こうした国際協力部の事業の一環として、このICD NEWSは、これまでの様々な形での法律関係の雑誌とは一味違う特色のある刊行物として、将来にわたって大きな役割を果たして行くであろうことは、疑う余地がないばかりでなく、正にそうしたPR活動に協力するということを通じて、日本の法律家の間での理論と実務の協力関係の構築と、理論家の専門的障壁の克服に大きく貢献することが強く期待されるのである。